

議会議案第10号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月18日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 高 杉 美 根 子

同 東 久 保 耕 也

同 横 井 雄 一

同 階 戸 幸 一

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 森 田 一 成

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第3項中「(常任委員の任期)」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第23条第2項及び第25条第1項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第26条第2項中「前項」を「公述人」に、「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第29条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任することとされたため所要の改正を行うとともに、その他文言の整備を行う。

(参考)

奈良市議会委員会条例（抄）

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7人

総合政策部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項

(2) 観光文教水道委員会 8人

観光経済部、農業委員会事務局、教育委員会及び水道局の所管に属する事項

(3) 厚生消防委員会 8人

保健福祉部、子ども未来部及び消防の所管に属する事項

(4) 市民環境委員会 8人

市民生活部、市民活動部及び環境部の所管に属する事項

(5) 建設委員会 8人

都市整備部及び建設部の所管に属する事項

(6) 予算決算委員会 38人

予算及び決算に関する事項

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(公聴会開催の手續)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。